

令和6年度の介護報酬改定に伴う新規・変更加算等一覧

※ 本票はあくまで加算関係を簡易にまとめたものですので、今回の改訂の全体増や詳細を記載したものではありません。詳細は以下のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ(告示、通知、様式、改定概要等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

加算等の名称	県への届出	届出対象	現行	改定後
所定疾患施設療養費		介護老人保健施設		算定要件の変更
協力医療機関連携加算		介護老人保健施設・介護医療院	なし	新設 (1)100単位/月(令和6年度)50単位/月(令和7年度～)(新設) (2)それ以外の場合5単位/月(新設)
退所時情報提供加算		介護老人保健施設・介護医療院	退所時情報提供加算500単位/回	退所時情報提供加算(Ⅰ)500単位/回 退所時情報提供加算(Ⅱ)250単位/回(新設)
初期加算		介護老人保健施設	初期加算 30単位/日	初期加算(Ⅰ)60単位/日(新設) 初期加算(Ⅱ)30単位/日
ターミナルケア加算	要	介護老人保健施設	死亡日45日前～31日前80単位/日 死亡日30日前～4日前160単位/日 死亡日前々日、前日820単位/日 死亡日1,650単位/日	死亡日の前日及び前々日並びに死亡日の区分への重点化 死亡日45日前～31日前72単位/日(変更) 変更なし 死亡日前々日、前日910単位/日(変更) 死亡日1,900単位/日(変更)
高齢者施設等感染対策向上加算	要	介護老人保健施設・介護医療院	なし	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)10単位/月(新設) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)5単位/月(新設)
新興感染症等施設療養費		介護老人保健施設・介護医療院		240単位/日(新設) ※ 現時点において指定されている感染症はない。
業務継続計画未実施減算	要	介護老人保健施設・介護医療院・ 短期入所療養介護	なし	<施設・居住系サービス> 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(新設) <その他サービス> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)
高齢者虐待防止措置未実施減算	要	介護老人保健施設・介護医療院・ 短期入所療養介護	なし	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)
認知症チームケア推進加算	要	介護老人保健施設・介護医療院	なし	(Ⅰ)150単位/月(新設) (Ⅱ)120単位/月(新設)
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	要	介護老人保健施設	240単位/日	(Ⅰ)240単位/日(新設) (Ⅱ)120単位/日(変更)

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	要	介護老人保健施設	33単位/月	(Ⅰ) 53単位/月(新設) (Ⅱ) 33単位/月 ※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は併算定不可
理学療法・作業療法・言語聴覚療法	要	介護医療院	理学療法注6、作業療法注6、言語聴覚療法注4 33単位/月 理学療法注7、作業療法注7、言語聴覚療法注5 20単位/月(新設)	※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は併算定可
短期集中リハビリテーション実施加算	要	介護老人保健施設	240単位/日	(Ⅰ) 258単位/日(新設) (Ⅱ) 200単位/日(変更)
退所時栄養情報連携加算		介護老人保健施設・介護医療院	なし	70単位/回(新設)
再入所時栄養連携加算		介護老人保健施設・介護医療院	<対象者> 二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なる者。	<対象者> 厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者。
かかりつけ医連携薬剤調整加算		介護老人保健施設	(Ⅰ) 100単位/回	(Ⅰ) イ 140単位/回(変更) (Ⅰ) ロ 70単位/回(新設)
科学的介護推進体制加算	要	介護老人保健施設・介護医療院	LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」	「3月に1回」(変更) その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
自立支援促進加算	要	介護老人保健施設・介護医療院	医師の医学的評価を少なくとも「6月に1回」	支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ、少なくとも「3月に1回」
排せつ支援加算	要	介護老人保健施設・介護医療院	排せつ支援加算(Ⅰ) 排せつ支援加算(Ⅱ) 排せつ支援加算(Ⅲ)	排せつ支援加算(Ⅰ) 排せつ支援加算(Ⅱ) 排せつ支援加算(Ⅲ) 算定要件の変更
褥瘡マネジメント加算	要	介護老人保健施設・介護医療院	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 算定要件の変更
褥瘡対策指導管理	要	介護医療院	褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	褥瘡対策指導管理(Ⅱ) 算定要件の変更

在宅復帰・在宅療養支援等指標	要	介護老人保健施設	③入所前後訪問指導割合 30%以上10 10%以上5 10%未満0 ④退所前後訪問指導割合 30%以上10 10%以上5 10%未満0 ⑦支援相談員の配置割合 3以上5 (設定なし) 2以上3 2未満0	③入所前後訪問指導割合 35%以上10 15%以上5 15%未満0 ④退所前後訪問指導割合 35%以上10 15%以上5 15%未満0 ⑦支援相談員の配置割合 3以上(社会福祉士の配置あり) 5 3以上(社会福祉士の配置なし) 3 2以上1 - その他 単位数の改正あり
介護職員処遇改善加算	要	介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護		介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。 ○ 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。 ○ 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。 介護情報サービスかながわ → 書式ライブラリー → 0. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を参照してください
生産性向上推進体制加算	要	介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護	なし	生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位/月(新設) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月(新設)
認知症情報提供加算		介護老人保健施設	350単位/回	廃止
地域連携診療計画情報提供加算		介護老人保健施設	300単位/回	廃止
総合医学管理加算		短期入所療養介護		算定要件の変更
口腔連携強化加算	要	短期入所療養介護	なし	50単位/回(新設)